

# 豊原学園休日保育実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、保護者が日曜、祝日等に就労等により児童を家庭で保育すること困難な場合に休日保育事業を(以下)「休日保育」という)を実施することにより保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における「休日」とは、次に掲げる日をいう。ただし、1月1日から1月3日及び12月31日を除く。

- (1)日曜日
- (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3)12月29日及び30日

## (事業内容)

第3条 休日保育の内容は保護者の就労、傷病等の事由により、休日に家庭における保育が困難であると施設長が認めた児童に対する保育サービスとする。

## (対象児童)

第4条 対象児童は次の各号のいずれかに該当し、かつ茨木市内に居住する3か月から就学前児童とする。

- (1) 市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所又は茨木市家庭保育所施設等あっせん助成要綱(平成15年4月1日制定)に基づき設置された家庭保育施設に入所している児童
- (2) 茨木市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年3月30日 茨木市規則第9号)第2条の規定に基づく申込手続きを行っている入所の承諾をうけている児童でありかつ就労等により認可外保育施設に入所している児童

## (定員)

第5条 休日保育の定員はおおむね6名とする。

## (実施場所)

第6条 休日保育の実施場所は、次の施設とする。

実施場所 社会福祉法人 山善福祉会 認定こども園 豊原学園 内  
(所在地 茨木市豊原町 14番14号)

## (保育時間)

第7条 休日保育における保育時間は午前8時30分から午後5時30分とする。

## (利用申し込み)

第8条 休日保育の利用を希望する児童の保護者等(以下「申込者」という。)は、第4条第1号に規定する児童については次の第1号から第7号に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 休日保育登録書

- (2) 休日保育利用申込書
- (3) 同意書(個人情報の聞き取りに関するもの)
- (4) 健康診断書(身体面での配慮を要する児童のみ)  
〈専門機関の所見書又は診断書〉
- (5) 児童家庭状況票等
- (6) 児童連絡票
- (7) 就労証明書

第9条 施設長は、前条の申込があった場合は、その内容を審査し、第4条各号に該当し登録を認めるときは、休日保育登録承諾書によりその旨を当該申込者に通知するものとする。

(利用の制限)

第10条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休日保育の利用を断ることができる。

- (1) 定員に余裕がないとき。
- (2) 利用児童の疾病等の事由により保育が困難であるとき。
- (3) その他利用が不相当であると施設長が認めるとき。
- (4) 急な災害で開園が困難であるとき。
- (5) 職員の研修等で休日保育の運営が困難なとき。

(利用料)

第11条 利用料金は無料とする。

但し、午後5時30分を過ぎた場合は30分毎に500円の延長料金が発生する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、休日保育の実施に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行。

一部改訂(平成31年4月1日)